

大和市臨時的任用職員及び非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成28年5月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第52号

大和市臨時的任用職員及び非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

大和市臨時的任用職員及び非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（昭和
50年大和市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2第7号期間の欄を次のように改める。

当該年度の7月から9月まで（公務の運営上の事情がある場合にあつては、市長が必要と認める期間）において5日の範囲内で市長が定める期間

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。